

**<参考配布資料>
建築基準法施行令等の改正案に関する
パブリックコメントの概要**

備蓄倉庫等に係る容積率制限の合理化及び既存不適格建築物の増改築の円滑化を図るための建築基準法施行令等の改正案に関し、平成24年8月8日～9月6日の間、パブリックコメントの募集を実施。改正政令等を9月中に公布・施行予定。

○容積率制限の合理化

防災・減災のため、今後建築物において整備が見込まれる以下の施設等について、容積率制限から除外する(容積率算定の基礎となる延べ面積から不算入とする。)

なお、本事項は日本再生戦略において平成24年度中に実施することとされている。

＜容積率制限から除外する対象部分＞ *カッコ内の数字は除外する上限(建築物全体の床面積に対する割合)

備蓄倉庫 (50分の1)



蓄電池 (50分の1)



自家発電設備 (100分の1)



貯水槽 (100分の1)

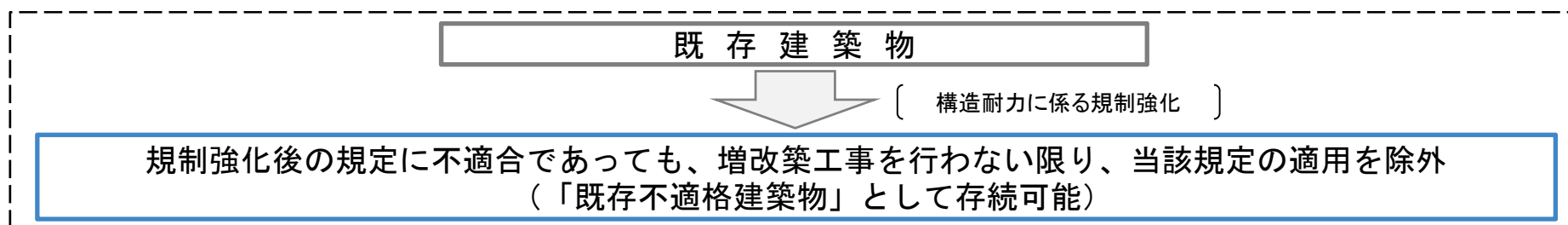


○既存不適格建築物に係る規制の合理化

一定の安全性が確保されているストックを取り壊すことなく活用して、大規模な増改築を可能とするための特例措置を講ずることにより、国際競争力の強化や新たなニーズに対応するための既存建築ストックの大規模な改修の円滑化を図る。

なお、本事項は日本再生戦略において平成24年度中に実施することとされている。

<構造耐力に係る既存不適格建築物について>



<増改築工事を行う場合の建築物の取扱いについて>

現行制度

既存部分の1/2以下の増改築を行う場合に限り、建築物全体として一定の耐震性能を確保すれば、既存不適格建築物として存続可能

→ 既存部分の1/2を超える増改築を行う場合は、建築物全体として現行基準に適合させる必要性

既存ストック
の大規模改修を円滑化

改正後

既存部分の1/2を超える増改築を行う場合であっても、

- ・増改築部分が現行基準に適合し、
- ・既存部分が一定の耐震性能(※)を確保すれば、既存不適格建築物として存続可能

(※)増改築部分と相互に応力を伝えない構造方法で接合した上で耐震診断基準に適合させる 等